

宮城県が昭和 37 年度に定めた「宮城県民有林造林長期計画」の推進機関として、昭和 41 年 6 月に、県・市町村・林業関係団体の出資により、民法第 34 条の規定に基づく社団法人宮城県林業公社は設立されました。

設立以降、森林所有者自らが植林を行ことが困難な地域において、分収林方式による計画的、組織的な森林造成を行い、平成 30 年 3 月末現在の分収林面積は県内民有林の 3%に当たる 9,216 ヘクタールとなっています。

新たな分収林造成は平成 16 年度で終了したことから、平成 17 年度以降は造成された分収林の整備を進めるとともに、今後は、分収林の生育に合わせ、間伐や主伐等が事業の中心となることから、これまで以上に効率的な事業運営に努めることとしています。

◆[林業公社設立からのあゆみ](#)